

ファイザー社ワクチン（6か月～4歳用）の有効期限について

（令和5年2月10日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添5）

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造・販売する企業において収集された、一定期間保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、新たなデータに基づく薬事上の手続きを経ることにより、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（6か月～4歳用）については、令和4年（2022年）12月15日に12か月から18か月へと延長されました。

他方、下記に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が12か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、ワクチンの有効活用の観点から、下記の「接種に活用して差しかえない期限」まで使用することが可能です。

【有効期間12か月のロット一覧】

（令和5年2月10日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間12か月を前提)	接種に活用して
		差しかえない期限 (有効期間18か月を前提)
GE0695	2023/4/30	2023/10/31
GG3683	2023/6/30	2023/12/31
GP9809	2023/9/30	2024/3/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

（二次元コード）

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html

